

# いのちを守る予算成立

宇都宮  
むねやす  
後援会ニュース



一頑  
徹固

民主党  
民主党大洲市議会議員  
宇都宮むねやす

●宇都宮むねやすホームページ  
<http://muneyasunet>

2010年4月発行  
第2号



平成22年度総予算が賛成多数で成立しました。

総額約92兆円の一般予算は、昨年の夏の衆議院選挙で国民の手による政権交代を受けての初めての本予算であり、「いのちを守る予算」として、「コンクリートから人へ」、「政治主導の徹底」、事業仕分けなどの「予算編成プロセスの透明化」を実現しました。

子供手当の創設月額1万3千円、高校実質無償化(公立校約12万円、私立校には12万円を上限の支援金)、農業の個別所得補償創設、年金記録問題への集対対応、高速道路の無償化実験(松山から西予市)、医師不足解消の段階的实施、緊急雇用対策、など確実にマラエスト実行へと進んでいます。

また、歳入の面でも税外収入として、特別会計などから10・6兆円の過去最大の額を確保するなど、無駄遣い削減にも大きく一歩を踏み出した。

鳩山総理は、予算の成立に関して「新しい政権だからこぞできた」と、事業仕分けによる予算編成過程のオープン化、メリハリのついた予算となり、公共事業の18・3%減、社会保障の9・8%増となったことに触れた。今後、子供手当、高校実質無償化などによって、政権が代わった事を家庭で実感してもらえないのではないかと認識を示した。

## 定例議会報告

火事が怖い！

養護老人ホーム「清和園」と「さくら苑」で



老朽化する清和園

### 質問

養護老人ホーム「さくら苑」については、比較的施設が新しいと言っていますが、「指定管理者制」へ移行する計画となっているが、「清和園」については、建築されて36年も経過し、老朽化も著しいものがあることから、引き受け手がないのではないかと懸念があり、当分の間、市直営で運営して行くと同づている。「清和園」は、入所者の半数が手厚い介護の必要な方たちです。

平成18年1月長崎県大村市の「グループホーム」での火災により7名の死亡事故が発生し、又、平成21年3月には、群馬県で10名の死亡事故が発生しております。

長崎県の介護施設の火災事故を受け、消防法施行規則等が改正され、平成21年4月から施行されることとなり、その中で「スプリンクラー」の設置が義務づけ

られたところであります。猶予期間が平成24年3月末までとはいえ、痛ましい事故が発生しないためにも、緊急を要する課題だと思われまます。また、現状でも水道設備の老朽化も著しいと同づております。

① 「清和園」を「さくら苑」を指定管理者制に移行したのちに、定数の見直しを含めて、統合する計画案があると聞かれますが、現実的に「さくら苑」の敷地内に増設が可能という見通しが立つての計画なのか？仮に実施可能とすると、財源的な裏付けは、見通しがたっているのか。

逆に、実施不可能となり「清和園」が施設として機能しなくなるほど老朽化したら、現在の入居者の処遇は、どのように対応するおつもりか。

「大洲市総合計画」に計画されながら、財政難という理由で、社会福祉施設建築事業の先送りをしているように思えるがどうか。

② たとえば、他の市町からの入居者もいらつしやることなどから、一つの選択肢として、養護老人ホームを持っていないお隣の内子町との事務組合立による施設の建築なども一つの手段ではないか。

今なら充分協議をする時間があるのではないかと。いずれにしても、老人福祉事業は、介護保険事業や後期高齢者医療保険事業のみではなく、従来から存在する事業があることを念頭に置いて老人福祉事業全体を市政の重要課題の一つとして位置づけていただきたい。

### 答弁

指定管理者制度を視野に入れて検討

※ ご意見・ご要望などがございましたら、お気軽にお声をかけてください。

連絡所 ▶ 〒795-0010 大洲市柚木1035番地8 【TEL・FAX】(0893)24-5038

している。  
国庫補助が廃止され一般財源でのみの対応となり、財政的に非常に厳しい状況である。

また、入居者がいるため現在地での改築は不可能で、新たな場所の選定が必要になる。

さらさら苑との統合については、新基準での建築となるため、物理的に不可能であり、統合は無理と考えている。

大洲市総合計画平成19年から28年の10年間で検討したい。

内子町との事務組合立については、内子町からの入居者が少ないことから内子町さんにとっては、新たな負担がかかるのではないかと。

入居者の処遇については、質の低下を招くことなく運営したいと考えており、老人福祉全般について重要項目として位置付けている。

**再質問による答弁**

スプリングラーの設置については、今後、消防当局と協議をしたい。清和園付近の地域の方々の協力を得て対応したい。

清和園においても、避難訓練や夜間の管理体制を強化することにより対応したい。

内子町さんへは、意向を確認してみた。

\* \* \* \* \*

本会議での質問、厚生文教委員会でのやり取りの後に、札幌市のグループホーム火災では、高齢者7名がなくなるといふ痛ましいことが発生しました。

厚生労働省によると、グループホームなどへのスプリングラー設置を進めるため、過去3年間に283億円の臨時特別基金の創設を決めたが、普及はままならないのが現状だとしている。

**「特定健康診査・特定保健指導」について**

**質問**

大洲市国保の被保険者の「特定健康診査・特定保健指導」においてはどのような状況か。

まず、大洲市において具体的に、どのような体制で「特定健康診査」の結果により「保健指導」に当たっておられるのか。また、十分な体制が整っているのか。

また、実施状況はどのような状況か。目標達成の見込みは。

**答弁**

支所において健診を実施する場合は、

**東若宮地区土地区画整理事業の保留地について**

新聞報道によると、大洲市東若宮地区土地区画整理事業の保留地において、国土交通省松山地方支局大洲支局の新庁舎建設用地に産業廃棄物が埋められていたことが発覚した。組合は平成18年3月に解散しており、大洲市土地開発公社に引き継がれ、某建設会社と民事裁判を係争中との事である。事業は土地提供者が主体であるといえども、行政が深くかかわって組合設立をし、土地区画整理事業を実施した。不思議に思うのは係争案件に、事業監督責任の某コンサルタント会社の責任を追究しないのはなぜか？

**質問**

① 土地提供組合員に監督責任が及ぶなら今後区画整理事業などの開発が難しいのではないかと。又、他の土地区画は大丈夫というが確信を持てるのか。地下3メートルも掘削しての家屋建設などは皆無ではないか。

② 既に区画整理事業が終了して20年も

本所より応援を送るにより、支障なく健診を行っている。

受診対象者は、県内でも多いといえる。健診受診状況は、平成20年度は、受診率26・5%で目標の30%に及ばないが、県平均の23・2%を上回っている状況。

平成21年度は、21・6%と前年度よりも悪く、目標の30・5%に達していない状況。

今後は、いろんな健診と合わせて実施することにより、受診率を高めていきたい。

**東若宮地区土地区画整理事業の保留地について**

経過しているところでは、土地開発が大丈夫なのかという声が出ている。なぜなら責任追及が時効になるのではないかと？土地開発が進まなければ税収増には寄与しないのではないかと。

**答弁**

① 土地区画法第3条により実施されるもので、河川改修、道路改良などにより有効なものです。東若宮地区では建設業者の不法行為であり、コンサル会社は組合での不足する技術力をコンサルするものであり、必ずしも常駐しなければならぬというものではありません。

② 柚木北只地区区画整理事業においては、平成21年10月施行の住宅瑕疵担保履行法により、新築住宅を引き渡す場合、建設業者、宅建業者の責任であります。尚、柚木北只地区区画整理事業では、河川、道路改修などで山を掘削したもので市営住宅建設もあり問題はありませぬ。

**公共下水道事業について**

**質問**

◎肱南地区について  
完成後14年経過した肱南地区では、施設や排水管の老朽化について、どのような状況か。また各家庭からの接続状況はどうか。接続率は、何パーセントか。

◎肱北地区について  
広大なエリアで計画されているが、財政的にも厳しいなかでは、計画エリアの見直しを含めて全体計画を見直すおつもりはないか。

◎肱北地区の公共下水道事業は、大洲市の財政を破綻しかねない多大な財政負担のかかる事業であるがどう考えているか。

**答弁**

◎肱南地区について  
現在のところ大規模な改修の必要個所はない状況。処理場については、15年から20年。排水管については、30年から40年をめぐり、今後計画的に点検を行っていききたい。

接続率は、83%で微増傾向である。

◎肱北地区について  
下水道事業は、最初に終末処理場を建設するというところで、多大の財政投資をしている。そのため、国県と市の財政状況を勘案し、今後慎重に協議を行っていききたい。

進捗状況は、全計画区域面積41・6haのうち43%となっている。

**高校実質無償化について**

**質問**

経済的理由で、大洲市の高校生が退学を強いられたことはないか。

また、「高校実質無償化」について、もつと市民に広報すべきでないか。

**答弁**

平成18・19年度は、いなかったが、平成20年度に1名いた。市民への広報については、非常に関心の高い事柄であることから、現段階では、特別に考えていないが、実施が決まれば、「広報おおず」等により、詳細に市民に周知したいと考えている。

**税・財政関係について**

**質問**

来年度の税制改革、地方交付税の制度改正並びにパナソニック大洲工場の年度未閉鎖に伴う今後の大洲市への歳入の影響について。

**答弁**

① 子供手当の創設により、16歳未満の扶養控除の廃止。高校無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分の廃止。平成24年度以降実施。たばこ消費抑制を目的に、たばこ税の増税。本年10月1日から施行。

② パナソニック関係について、平成22年度は、課税基準日の関係でさほどの影響なし。  
平成23年度以降は、法人市民税は全額減収。個人市民税については、転出に伴い減収。固定資産税の内、償却資産が29%減収。家屋の取り壊しがあれば、62%の減収となる。  
しかしながら、減収分の75%は、地方交付税で補てんされるため、実質の影響は、25%となる。

